第三十九条の十二第五項中「第一条の三第一項第二号に規定する租税条約」を「租税条約（同法第百三十九条に規定する条約をいう。以下第三十九条の十四までにおいて同じ。）」に改め、同条第九項中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第十項中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第五項」に、「生じる」を「生ずる」に改め、同条第十一項中「第六十六条の四第七項第一号」を「第六十六条の四第六項第一号」に改め、同条第十二項中「第六十六条の四第七項第二号」を「第六十六条の四第六項第二号」に改め、同項第一号中「第六十六条の四第七項」を「第六十六条の四第六項」に改め、同条第十三項中「第六十六条の四第十九項に規定する政令」を「第六十六条の四第十八項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第十八項」に、「同項に規定する租税条約」を「租税条約」に改め、「締約国」の下に「又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）」を加え、同項第二号中「我が国以外の締約国」を「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第十八項」に改め、同条第十四項中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第十八項」に改め、同条第十五項中「若しくは第六項」を「若しくは第五項」に改める。

第三十九条の十二の二第一項第一号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改め、同条第二項第一号中「条約相手国等」を「条約相手国等」に改め、「第一条の三第一項第二号に規定する」を削り、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、同項第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三十九条の十三第二十八項中「第一条の三第一項第二号に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第二十九項中「第六十六条の五第十項」を「第六十六条の五第九項」に、「同条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで」を「同条第一項から第八項まで」に改め、同条第三十項中「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第四項第一号」を「の同条第六項」に、「法第二十三条第四項第一号」を「の法第二十三条第六項」に改める。

第三十九条の十四第一項第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項第一号イ⑵中「数又は金額」を「数若しくは金額」に、「発行済株式又は出資」を「発行済株式若しくは出資」に、「総数又は総額」を「総数若しくは総額」に改め、「であること」の下に「又は当該本店所在地国の法令に定められた外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないこと」を加え、同項第二号ロ中「第一条の三第一項第二号に規定する」を削り、同条第三項第六号中「第三十九条の十六」を「第三十九条の十七」に、「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号中「第二十三条の二」の下に「、第二十五条の二」を、「第五項まで」の下に「、第三十七条第二項」を、「第五十九条」の下に「、第六十一条の二第十六項」を加え、同項第二号中「第二条第四十五号」を「第二条第四十一号」に改め、同条第二項第五号中「又は第三十五条」を削り、同条第四項第一号中「ニまで」を「ハまで」に、「ホ及びヘ」を「ニ及びホ」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第二号中「及び第三十九条の十九第一項」を「並びに第三十九条の十九第二項及び第九項」に改め、同条第五項中「（同条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えられた同号に規定する政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を加算した金額）」を削り、同条第七項中「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第六項」に改める。

第三十九条の十六第二項第一号中「及び第三十九条の十九第一項」を削り、同条第六項第一号ヘ中「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改め、同条第八項を削る。

第三十九条の十七第五項中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項第三号中「第二項」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第六十六条の六第三項に規定する特定外国子会社等（第八項第一号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が統括会社に該当する場合における前二項の規定の適用については、同号及び前項に規定する関連者には、当該特定外国子会社等に係る被統括会社を含まないものとする。

第三十九条の十七第二項中「第六十六条の六第四項第一号」を「第六十六条の六第三項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項中「第六十六条の六第四項第一号に規定する」を「第六十六条の六第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第六十六条の六第四項第一号」を「第六十六条の六第三項第一号」に改め、同項第四号中「第六十六条の六第四項第一号」を「第六十六条の六第三項第一号」に改め、「（法第六十六条の六第二項第三号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。）」を削り、同項第五号中「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十六条の六第四項第一号」を「第六十六条の六第三項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

法第六十六条の六第三項に規定する政令で定める他の外国法人は、次に掲げる外国法人で、当該外国法人の発行済株式等のうちに同条第一項に規定する特定外国子会社等（当該外国法人に対して統括業務を行うものに限る。以下この項において「特定外国子会社等」という。）の有する当該外国法人の株式等の数又は金額の占める割合及び当該外国法人の議決権の総数のうちに当該特定外国子会社等の有する当該外国法人の議決権の数の占める割合のいずれもが百分の二十五以上であり、かつ、その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有するもの（以下この条において「被統括会社」という。）とする。

一　当該特定外国子会社等及び当該特定外国子会社等に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人並びに当該内国法人が当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等（同条第二項第三号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。以下この号及び第七項第四号において同じ。）を有する場合における当該間接保有の株式等に係る前条第三項第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人（以下この項において「判定株主等」という。）が外国法人を支配している場合における当該外国法人（以下この項において「子会社」という。）

二　判定株主等及び子会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人（次号において「孫会社」という。）

三　判定株主等並びに子会社及び孫会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人

2　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項各号に掲げる外国法人を支配している場合について準用する。

3　法第六十六条の六第三項に規定する政令で定める特定外国子会社等は、一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている同条第一項に規定する特定外国子会社等で次に掲げる要件を満たすもの（以下この条において「統括会社」という。）のうち、株式等の保有を主たる事業とするもの（当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する株式等の帳簿価額の合計額の百分の五十に相当する金額を超える場合における当該統括会社に限る。）とする。

一　当該特定外国子会社等に係る二以上の被統括会社に対して統括業務を行つていること。

二　その本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該統括業務を行うに必要と認められる当該統括業務に従事する者（専ら当該統括業務に従事するものとし、当該特定外国子会社等の役員及び当該役員に係る法人税法施行令第七十二条各号に掲げる者を除く。）を有していること。

4　第一項及び前項各号に規定する統括業務とは、法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等（以下この項及び次項において「特定外国子会社等」という。）が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるものをいう。